

千津北自治会会則

第1章 総 則

(名称及び所在)

第1条 この会は千津北自治会(以下この会という)と称し、その事務所は会長宅に置く。

(目 的)

第2条 この会は地域住民の福祉増進に関する自治及び関係機関との連絡協調を図り、地域の発展向上に尽くすことを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦に関すること
2. 行政及び関係機関との連絡協調に関すること
3. 地域発展の具体策に関すること
4. 地域の防災、防犯、防火に関すること
5. 地域の保健、衛生、補修、照明に関すること
6. その他この会の目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 この会は伊勢原市千津北自治会内に居住する世帯及び事業所をもって会員とする。
(千津北自治会とは東大竹一丁目・二丁目・伊勢原二丁目の一部を含む地域とする)

第2章 役 員

(役 員)

第5条 (1)この会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 3 名、会計 2 名、委員 12 名、監事 2 名
但し、委員数は必要に応じ、増減することが出来る。

(2)業務遂行上必要に応じて顧問、特別委員を各若干名置くことが出来る。

第6条 (1)この会の役員の任期は2年とする。但し、再選は妨げない。

(2)任期途中で欠員が生じ、補充選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(3)前項に定める補充選出の方法は、会長の専決事項とする。

第7条 この会の役員の選出は、別記「役員選出の標準方法」に基づくものとし、役員選考委員会により選出することが出来る。

1. 役員は総会の承認を得る。
2. 特別委員は役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

第8条 選考委員の選出

1. 選考委員は役員会で選出する。
2. 選考委員会は前条第1項に定める実施方法による「役員候補者」及び「当該年度の役員」により構成し、10名以内とする。

3. 選考委員長は委員の互選により選出する。

第9条 役員は次に定める職務を行う。

1. 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はこれを代行する。
3. 会計はこの会の会計事務を処理する。
4. 監事は年1回以上会計監査を行い、総会へ報告する。
5. 委員、又は特別委員は役員会に出席し、委嘱された業務の遂行にあたる。

第3章 組 長

第10条 (1) 会員は隣組に加入し、隣組ごとに組長1名を選出する。

(2) 共同住宅も組長を選出する。但し、居ないときはオーナーが代行する。

第11条 組長は次の業務を行う。

1. 会費の徴収
2. 市の広報、印刷物の配布
3. 会員へ各種連絡、広報
4. この会の会務の遂行に参加する。
5. その他の必要な事項

第4章 会 議

第12条 (1) この会議は、総会、役員会とし、会長がこれを召集し、議長となる。

(2) 組長総会を持って総会に代えることが出来る。

第13条 (1) 総会は年度終了後60日以内に年1回開催する。

(2) 臨時総会は会長及び役員会が、その必要を認めたとき開催する。

第14条 総会の付議事項は次の通りとする。

1. 役員選出の承認
2. 会則、諸規約等の審議、決定、変更
3. 予算、決算の決定及び承認
4. その他重要な事項

第15条 総会は出席構成員の過半数の同意で可決成立する。但し、可否同数の時は、議長が決定する。

第16条 役員会は会長が必要と認めた時、および各部の役員から請求のあった時開催する。

第5章 会 計

第17条 この会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

第18条 この会の運営費は、会費、補助金、その他の収入をもってこれにあてる。

第19条 (1) 会員は定められた会費を納入しなければならない。但し、特別の場合は役員会の承認を得て免除することが出来る。

(2) 会費の額及び徴収の方法は別に定める。

第20条 この会則に定めのない事項は、役員会で協議決定する。

付 則

1. この会則は、平成4年4月1日から施行する。
2. この規則の(役員)に関する条項を改正し平成28年4月1日から施行する。
3. この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記

千津北自治会「役員選出の標準方法」

〈推薦母体の分け方〉

- 1 Aタイプ
持家や賃貸個別住宅で隣組を構成する地域を数個、合算し一つのブロック(区域)とする。
- 2 Bタイプ
各マンションを1ブロックとする。
- 3 Cタイプ
現行の自治会役員とする。

〈選考委員会への進め方〉

- 1 「隣組Aタイプブロック分割図」に示す区域ごとに、2名以上の役員候補者を選出する。
- 2 Bタイプ(Bブロック)からは、1名以上の役員候補者を選出する。
- 3 自治会からは、数名の役員候補者を選出する。

〈役員候補者の選び方〉

- 1 Aタイプ
区域内隣組長(現行、次期)の協議により決める。
- 2 Bタイプ
各マンションで決める。
- 3 Cタイプ
各役員の次期就任について、その意思を確認する。